療養担当規則及び施設基準に関する掲示

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

当院は、以下の施設基準等に適している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行なっています。

- 夜間早朝加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算
- 一般名処方加算
- 地域支援･医薬品供給対応体制加算
- 下肢創傷処置管理料

＜夜間早朝加算＞

平日 18 時以降に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間早朝等加算 50 点を診察料に加算させていただきます。

※予約の方も対象です。

※診療時間外に受診された場合は、時間外加算を診察料に加算させていただきます。

診療時間：午前 9 時 15 分～12 時まで　　午後 3 時～7 時まで

＜電子的診療情報連携体制整備加算＞

･オンライン請求を行っております。

･オンライン資格確認を行う体制を有しております。

･オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を閲覧し活用して診療を実施しています。

･マイナポータルの医療情報等に基づき、健康管理に係る相談に応じるなど、質の高い医療を提供できるよう努めています。

＜明細書発行について＞

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細が記載されています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。 明細書には、行われた処置や検査の名称が記載されるものですので、ご家族の方や代理の方が会計を行う場合、代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

＜一般名処方加算＞

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

＜地域支援･医薬品供給対応体制加算＞

効果と安全性を確認しながら、後発医薬品の使用に努めます。メーカーや薬剤卸業者との連絡を密に取り、代替品の使用など、安定供給体制を整えます。医薬品の継続使用の検討を随時行います。

＜皮膚科特定疾患指導管理料対象疾患の投薬について＞

患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。

しかし、疾患や薬の種類により長期処方やリフィル処方せんの交付ができない場合がございます。

対応可能かどうか、患者さんの病状に応じて医師が判断致します。

＜物価対応料＞

令和 8 年度診療報酬改訂により、物価高騰への対応として、物価対応料を算定しています。

＜保険外負担について＞

予防接種、診断書料などの保険診療外の費用についての詳細は別に掲載しております。